
第1 筆跡鑑定における科学的適格性の欠如（相手方鑑定への反論）

1 伝統的筆跡鑑定（目視および形状計測）の非科学性

相手方が提出した筆跡鑑定書（甲/乙〇号証）は、筆跡の「形状（字画の形、トメ・ハネの有無）」を目視または単純計測によって比較したものである。しかし、現代の法科学および脳科学の観点において、このような手法は「本人識別の科学的根拠」として認められない。

その理由は、筆跡の本質が「静止した図形」ではなく、脳によって制御された「運動の軌跡（時系列データ）」であるからである。単に完成された文字の形を比較することは、運動の結果として残された「抜け殻」を見ているに過ぎず、その生成過程（運動プログラム）を解析していない点で、科学的妥当性を欠く。

2 「経年変化」および「筆記具の相違」に関する主張の失当

相手方鑑定人は、資料の作成時期の乖離や筆記具の違い（毛筆と硬筆等）を理由に、筆跡の変化や鑑定の困難さを主張する。しかし、これは鑑定人の技術的限界を露呈するものに過ぎない。

後述の通り、筆跡は脳内の「手続き記憶」に依存するため、長期的恒常性を持つ。表面的な「字形の変化（ノイズ）」と、深層にある「執筆習慣（コア）」を分離できない鑑定手法は、証拠としての適格性を有さない。

第2 あるべき科学的筆跡鑑定の基準（BSHAMTM理論の引用）

1 筆跡の脳科学的定義（手続き記憶と運動プログラム）

筆跡とは、大脳基底核および小脳に保存された「手続き記憶（Procedural Memory）」に基づく運動プログラムの出力結果である。

手続き記憶は、自転車の運転技術と同様に、一度定着すれば長期にわたり消失・変容しない極めて強固な記憶である。したがって、科学的な筆跡鑑定においては、意図的に変容可能な「字形（見た目）」ではなく、無意識下で再現される「運動の癖（筆圧、筆速、リズム、微細な震え）」を解析対象としなければならない。

2 客観的解析手法の必要要件

裁判所の証拠として採用されうる科学的筆跡鑑定は、以下の要件を満たす必要がある。

(1) Z 軸（筆圧深度）および時間軸（速度）の解析

平面的な X Y 軸（文字の形）だけでなく、筆圧の強弱（Z 軸）や運筆の速度変化を、画像解析（輝度値解析・等高線処理）等によって数値化していること。

(2) ノイズとシグナルの分離

加齢や環境要因によって変動する「字形ノイズ」を除去し、脳内に保存された不变の「運動プログラム（シグナル）」のみを抽出するロジックを有していること。

(3) 統計学的確からしさ（ベイズ推定等）の提示

鑑定人の主観的確信（「似ている」等）ではなく、その特徴が偶然に一致する確率や、識別精度の統計的根拠（尤度比など）が示されていること。

3 結語

相手方鑑定書は、上記の科学的要件を何一つ満たしていない。単なる「形状の類似」を指摘するのみで、脳科学的・統計学的根拠を欠くものであるため、本件における証拠能力を否定（弾劾）する。

なお、真実の識別には、上記基準を満たす「BSHAM™（脳科学 AI 筆跡鑑定®）」による再解析が不可欠である。

【弁護士の先生方へ：本テンプレートのご利用について】

本主張を立証するための「反論意見書」および「再鑑定」が必要な場合は、下記までご連絡ください。
上記の理論的根拠に基づいた、裁判用鑑定書を作成いたします。

■ トラスト筆跡鑑定研究所（BSHAM™開発元）

■ 代表：二瓶 淳一

■ 電話：042-714-7747
